

下請負人選定通知書等の適正な提出について

平成26年4月

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

下請負人選定通知書について、下請工事の工期上の開始日をかなりの期間が過ぎてから提出されることが多々見受けられます。

暴力団関連事業者や指名停止期間中の事業者などの不適格業者の排除、施工体制の的確な把握、また、下請契約の適正化の観点から、今後、次のとおりとしますので、適切な対応をお願いいたします。

1 下請負人選定通知書等は、必ず下請工事の開始日前日までに提出してください

下請契約締結後、下請工事の工期上の開始日前日（実際の着手日ではないことに注意）までに下請負人選定通知書と下請契約書（写し）を提出してください。（提出日付も締結日から下請工事の工期上の開始日前日までとします。）

また、下請金額が確定できない場合は、下請負人選定通知書提出後、概算で必ず下請契約を締結し、下請工事の工期上の開始日前日までに提出してください。

2 現場代理人による提出書類のより一層の確認を

施工体制の把握の観点からも、下請業者が多くなると予想される場合は、書類が適正に提出されているか把握するため、下請業者の流れや建退共の加入状況を図式化し、下請負人選定通知書に添付し、提出してください。

3 提出が遅れた場合の取扱い

下請負人選定通知書とともに、下請負人選定通知書等遅延理由書を添えて監督員に提出してください。

なお、理由書が添付されない場合は、下請負人選定通知書等を受理できませんので、ご注意ください。

4 下請負人選定通知書の様式について

最新の下請負人選定通知書及び下請負人選定通知書等遅延理由書の様式は、岩見沢市ホームページ内、【入札・契約情報】の【様式集】に掲載されています。